

健康保険料関係規定

【健康保険法】

(保険料率)

第160条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1000分の30から1000分の100までの範囲において決定する。

(中略)

8 ……保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(中略)

13 第1項及び第8項の規定は、健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について準用する。

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額を当該年度における(中略)……総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

第160条の2 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

(保険料の負担及び納付義務)

第161条 ……それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

(健康保険組合の保険料の負担割合の特例)

第162条 健康保険組合は、前条第1項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる。

●昭和35年11月7日保発第70号通知「健康保険組合の事業運営基準について」

(健康保険組合事業運営基準 掲載事項)

第九 財務 1 保険料の負担割合……組合は、相互扶助の精神にもとづき事業主と被保険者がその事業に要する費用をともに負担することにより、その民主的な運営を図らなければならないものである。したがって、保険料負担の割合については、法……に定められているところであるが、この趣旨からも、事業主の負担割合を極度に増大して、事業主の福利事業と混同されるおそれを生じることのないように、事業主の負担を増やす場合においても、少なくとも、法定給付費、老人保健拠出金、日雇拠出金及び退職者給付拠出金に要する費用の二分の一以上は、被保険者が負担するよう定めることが適当であること。

●平成19年2月1日保発第0201001号局長通知「健康保険組合の事業運営について」

(健康保険組合事業運営指針 掲載事項) ※事業運営基準から変更される

第6 その他 1 保険料額の負担割合……法第162条に基づき事業主の保険料額の負担割合を増加させる場合は、組合の民主的運営が、事業主と被保険者が相互扶助の精神に基づき組合の事業費用を共同して負担することにより確保されることに鑑み、少なくとも、法定給付費、老人保健拠出金、日雇拠出

金及び退職者給付拠出金に要する費用の2分の1以上は、被保険者の負担とすることが望ましいこと。

~~(組合員である被保険者の負担する一般保険料額の限度)~~

~~第163条 被保険者の負担すべき一般保険料が . . . 1000分の45を乗じて得た額を超える場合
においては、その超える部分は、事業主の負担とする。~~

「平成18年法083 において削除」